

◎新潟県告示第497号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和5年4月28日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	辞退年月日
特別養護老人ホームほほ笑 よしかわの里	新潟県上越市吉川区原之 町1819番地1	社会福祉法人上越市社会 福祉協議会	令和5年3月31日